

【制度改正に伴う専門家派遣等事業】

労務管理セミナー 働き方改革

～あなたの会社の進捗度は？Part 1～

2019年度4月から施行されている「働き方改革関連法」により、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日取得義務化、同一労働同一賃金※など様々な対応が始まっています。（※同一労働同一賃金において中小企業対応は2021年4月1日から）また、働き方改革に加えコロナ禍の状況の下、環境の変化に対応した労務管理が必要となっています。

中小企業が働き方改革関連法を着実に実施していくには、さまざまな準備を計画的に進めていくことが必要です。

働き方改革を推進していくことは、働く方々が意欲・能力を存分に発揮できる、魅力ある職場をつくることにつながります。

当セミナーではすでに施行されている法律の内容を確認するとともに、実務に対応できる内容を2回に分けてわかりやすく解説いたします。

中小企業の皆様が、持続的に成長・発展していくために「働き方改革」を推進し「労働生産性の向上」と「多様な人材の活躍」の実現に向け、当セミナーをご利用ください。

令和2年11月24日(火) 14:00～16:00

講師プロフィール

特定社会保険労務士
さくら経営支援室 **加藤 健一郎 氏**

昭和50年生れ、名古屋大学文学部卒。ジェイアール名古屋タカシマヤにて広告企画業務に従事した後、中小企業診断士・社会保険労務士の資格を取得。平成12年、四日市にて独立開業し、中小企業の経営コンサルタント、コーチングの専門家として活動中。三重県よろず支援拠点や津市ビジネスサポートセンターの経営相談員も務める。

セミナー内容

1. 時間外労働の上限規制
(法令解説および実務対応解説)
 - ・労働基準法による労働時間の定め
 - ・時間外労働の上限規制
 - ・36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針
2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得
(法令解説および実務対応解説)
 - ・年次有給休暇の付与や取得に関する基本的なルール
 - ・年5日の年次有給休暇の確実な取得
 - ・年次有給休暇を全部または一部前倒しで付与している場合における取り扱い
3. テレワークではじめる働き方改革の留意点
※内容は予告なく変更になる場合がございますので、予め御了承ください。
※令和3年1月に「Part2 【セミナー内容】『雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)など』」を予定しています。

会場 **津商工会館 5階会議室**
(津市丸之内29-14)

定員 **30名(先着順)** ※定員になり次第、締切らせていただきます。

対象者 **すべての事業者** 受講料 **無料**

申込方法 受講申込書に必要事項を御記入の上、FAXによりお申し込みください。

お問い合わせ先 津商工会議所 中小企業相談所 TEL:059-228-9141 FAX:059-228-7317
(担当:中尾、若松、廣瀬)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」を踏まえ、感染症対策を講じた上で、受講者にも御協力いただき、実施をいたしますが、今後、国内で新型コロナウイルスの感染が拡大し、国や三重県からの開催中止・自粛要請がなされたなどの場合に、開催を中止させていただく場合がございますので、御了承ください。

主催:津商工会議所 中小企業相談所

津商工会議所 行 FAX.059-228-7317

お申込日(月 日)

働き方改革～あなたの会社の進捗度は？～受講申込書

事業所名	業種 : 小売・卸売・サービス・製造・建設・その他		
所在地	(〒 -)		
TEL	受講者氏名①		
FAX	受講者氏名②		

※御記入頂いた情報は、当会議所が行う各種連絡のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。